

## 普通預金規定等への暴力団排除条項の導入について

弊行では、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを行っておりますが、平成22年6月1日より、その取組みの一環として、普通預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定等以下に掲げる規定に暴力団排除条項を導入し、同日より新規定の適用を開始いたします。

暴力団排除条項とは、預金者や貸金庫の借主等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、弊行の判断により取引を停止し、または取引を解約できることを定めた条項です。

なお、本条項導入後の規定は、本条項導入以前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

この取扱いは、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)等の内容を踏まえたものです。

弊行では、政府指針などの趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断のための取組みを積極的に推進してまいりますので、お客さまには、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

### 暴力団排除条項を導入する規定

普通預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、各種定期預金規定、積立定期預金規定、通知預金規定、各種財産形成預金規定、貸金庫規定、譲渡性預金規定、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定、投資信託受益権振替決済口座管理規程、保護預かり規程兼振替決済口座管理規程(国債証券等)、一般債振替決済口座管理規程